

東日本大震災

- 宮城県の6か月間の災害対応とその検証 -

(概要版)

平成24年3月

宮 城 県

目 次

1	検証の目的	1 P
2	検証の方法	1 P
3	検証の総括	2 P
	主な検証項目	5 P

「東日本大震災－宮城県の6か月間の災害対応とその検証」の概要

1 検証の目的

本書は、東日本大震災に対する宮城県の経験と対応を明らかにし、さらに検証することにより、宮城県における今後の大規模災害への体制強化を図るための基礎資料として活用するとともに、全国の自治体等関係機関が、今後の大規模災害への教訓として活用されることを目的としている。

2 検証の方法

(1) 検証の対象

東日本大震災の発生した3月11日から概ね半年間における宮城県の初動期から応急・復旧期の災害対応とした。

(2) 検証の方法

検証に当たっては、中立かつ専門的な視点で検証を行う必要があることから、「公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 人と防災未来センター」(以下「DR I」)へ協力依頼し、当センター研究員による県職員等への聞き取り調査を実施した。

検証結果については、DR Iがとりまとめた提言を掲載している。

※「3 検証の総括」及び「主な検証項目」はDR Iによる検証レポートを原則、列記している。

(3) 検証の視点

DR Iによる検証文には、各検証の視点を判りやすくするために、下記の7種類のタグを付した。

① 情報

自治体などからの情報収集、災害対策本部内での情報共有・分析等に関する検証

② 資源

業務を実施するために必要な、資源(人員、予算、機材など)の調達等に関する検証

③ 県庁内部での調整

本部事務局各グループ、県庁各部署、地方支部等との業務調整に関する検証

④ 県庁外部との調整

県庁外各機関(自治体、国、協定機関、応援府県など)との調整に関する検証

⑤ 広報

県民や県外への広報に関する検証

⑥ 指揮

災害対策本部内における指揮・統制に関する検証

⑦ 計画やマニュアル

事前に策定していた防災計画や実施していた訓練等に関する検証

3 検証の総括（報告書P687～）

No.	検証の区分	課題	改善の方向
1	東日本大震災における県の役割	◆過去の地震の経験を踏まえた事前対策は、巨大広域災害である東日本大震災には十分ではなかった。	◆過去の災害にとらわれることなく、事前の備えを強化する必要がある。
2	情報のマネジメント【被災市町村の状況把握】	◆県庁では被災市町村の状況の把握が困難であった。	◆事前からの非常用通信手段の配備・耐震性の強化や訓練に加えて、災害発生直後に県から市町村に派遣する情報連絡要員を、より効果的に機能させるため、連絡情報員が派遣先の市町村で実施する業務をより明確化に定めるとともに、情報収集業務については、収集する情報項目を全県的に標準化するなど、より組織的・体系的に収集を行う必要がある。 ◆各市町村別に被害・ニーズの全体像を把握するため、本部事務局内に、各市町村（あるいは各地方広域圏）に係る複数の事案等を一括して受付・管理する地域別・市町村別の担当窓口の設置など検討する必要がある。
3	情報のマネジメント【情報処理】	◆県庁に寄せられる情報量が膨大となり、また不確実な情報等への対応のため、本部事務局内外で本来業務に支障をきたした。	◆外部に公開する電話窓口の制限や、情報ニーズの高い事項（安否確認など）の積極的な広報などが求められる。 ◆災害発生時により円滑に協力が得られるよう、事前から民間サービス企業等との応援協定の締結などの検討を行うことが求められる。
		◆事前に用意していた情報収集・連絡様式を十分に活用できず、業務によっては必要な情報事項の不足があった。	◆関連機関・業務の間で様式の共通化を図りながら、様式を改善することが求められる。
		◆市町村などから受け付けた要請情報などに対して、県庁内の各担当部署が、その後どのように対処しているのか対応状況を情報整理できなかった。	◆重要案件については、県本部全体としての対応状況を把握できるよう、要請等の受付から、対応の進捗状況まで一貫して情報管理できる仕組みが必要である。
4	情報のマネジメント【広報】	◆県庁各課の中で、積極的な広報に対する意識が十分ではない場合があった。	◆災害時及び平時業務における広報活動の重要性について啓発が求められる。

No.	検証の区分	課 題	改善の方向
5	本部体制の強化 【総論】	◆県の応急対策業務の分量が膨大になったとともに、燃料支援など事前に詳細な計画のなかった新規業務が発生した。	◆事前に想定されていない事態が発生しても、県災害対策本部が、より機動的かつ組織的に対応できるよう、地域防災計画を見直していくことが求められる。
6	本部体制の強化 【本部事務局】	◆応援職員は交代が頻繁で引き継ぎ時間も十分ではなく、円滑な業務の継続が難しかった。	◆応援職員は、できるかぎり同じ職員に固定し、引継ぎルールや連絡様式の定式化を進める必要がある。
		◆多数の応援職員の統制を、危機対策課職員では十分にはできなかつた。	◆災害の規模に応じた職員の増員方法の検討が求められる。
7	本部体制の強化 【県庁内の連携】	◆複数の部署で類似業務を扱いながら、業務調整を行うための複数部署での合同会議が継続的には開催されない案件があった。	◆救援物資業務など、庁内の複数部署で実施している応急対策業務については、タスクフォースの設置など、全庁的に最も効果的な本部組織体制を検討することが求められる。
8	本部体制の強化 【地方支部】	◆地方支部では、被災による公共交通機関の停止やガソリン不足で通勤が困難となり、自宅の最寄りの地方機関や県庁で災害対応に当たった職員がいた。	◆通勤できる範囲で災害対応に当たる体制づくりが必要である。
		◆地方支部では、県内全体の被害状況を概観できず、どこに人員を優先すべきかの広域的判断が難しい。	◆他県からの応援や地方支部間の調整については、本庁にて実施する仕組みが必要である。
		◆災害直後に限らず、長期的な人員配置について、地方支部等の情報収集や支援活動は、災害対策本部地方支部の枠組みで動く場合と、本庁の主務課からの指示で動く場合があり、情報伝達が重複や、指示命令系統に混乱を招く危険性があった。また地方支部の管轄する地域の広さや事務所等の配置は、地方支部により大きく異なっている。	◆各地方支部が、管轄地域や各班の平時の情報伝達の実態に合わせて、実効性のある災害対策地方支部の体制、役割について検討を行うとともに、本庁の災害対策本部と地方支部各班の主務課との間での情報伝達ルートの整理が必要である。

No.	検証の区分	課 題	改善の方向
9	災害対応拠点・設備等の事前対策強化【職員の執務環境の改善】	◆初動対応に当たった県職員にも犠牲があった。	◆地震による揺れや津波，余震等から職員の安全を守るとともに，発災後，県職員がいち早く災害対応に従事できるように，災害対応拠点となる庁舎等の安全性の確保や避難等のマニュアル整備を進める必要がある。
		◆災害対応を行う自治体等職員の執務環境が十分考慮されていない。	◆職員用の食料・飲料水，仮設トイレ等の備蓄や災害対応に必要な物資等の確保の必要がある。
10	災害対応拠点・設備等の事前対策強化【資機材などの備蓄・調達体制の強化】	◆本庁と市町村，地方支部，あるいは各地方機関の通信手段の確保が課題であった。 ◆災害発生直後，相互応援協定先の団体と連絡がとれなかった。	◆災害を想定した複数の通信手段の確保，確認とともに，通信手段が使えなかった場合の事前の確認が必要である。
		◆燃料の調達については，事業者等との協定を締結していたが，関係機関との事前調整，訓練は十分ではなかった。	◆重要施設や地域における備蓄等の予防対策のほか，県では，国や市町村，石油商業協同組合などと連携して，災害発生後の燃料供給に関する協力体制を構築することが求められる。
11	外部機関との連携【応援協定機関との連携】	◆物資調達・人的支援の多くが，相互応援協定先への連絡から始められており，災害対応においては相互応援協定の締結が重要であることが明らかになった。なかでも，物資提供に関する協定（食料品，飲料医薬品，生活用品，葬祭用品）及び物資の輸送に関する協定は不可欠なものであった。	◆相互応援協定については，物資の提供のみならず，物資の提供に伴う管理・運営までを含めて具体化しておくことが有効である。
12	外部機関との連携【応援自治体との連携】	◆自治体間との協定に基づく支援の重要性が明らかとなった。	◆応援主幹県が担う役割について，さらに明確にすることが必要である。
		◆派遣要請ルート・受入ルートが複数に渡るため各自自治体の短期派遣職員の活動実績の集約が困難であった。	◆自治体からの短期派遣職員については，派遣元の情報を国が中心となって，集約するための方策を検討することが必要である。

主な検証項目

※ここでは、「東日本大震災－宮城県の6か月間の災害対応とその検証」のDRIによる提言・検証項目の内、主要なものを掲載した。

主な検証項目

報告書		NO.	視点	課題	
章	節			詳細	
初動対応（地震発生後一四時間の活動）	災害対策部及び地方支部等	1	計画とマニュアル	◆帰宅困難者対応についての事前の計画が不十分であり、今後は周辺地域を含めた対応が必要である。	◆帰宅困難者への対応については宮城県消防計画に記述はされていたが、数行程度であり、具体的な対応内容や手順等については定められておらず、訓練も実施していなかった。
		2	県庁内部での調整	◆休日や夜間の参集・配備体制については検証が必要である。	◆本災害は、平日昼間に発生したために、大河原地方支部の構成員の多くは在庁していたが、休日深夜における対応について検討が必要である。
		3	県庁内部での調整	◆管轄地域が広域であるため、遠隔地の事務所からの参集が困難であった。	◆災害対策本部地方支部会議は、仙台地方支部に属する各事務所から合同庁舎に集まって開催することになっていたが、被災直後に遠隔地の事務所から合同庁舎に移動することは不可能であった。
		4	資源(物資)	◆庁舎の被災への対応が不十分であった。	◆非常用発電機の燃料が不足したため、停電となった状況で、災害対応を行うことになった。
		5	情報	◆市町村への派遣職員と連絡が取れず、有効に機能させられなかった。	◆災害後に県の指定職員が情報連絡要員として市町村に赴いていたが、通信手段がないこともあって、状況を十分に把握することが出来なかった。
		6	県庁内部での調整	◆本庁との情報の流れが錯綜し、混乱を招いた。	◆物資対応については、人海戦術での非効率な作業となった。さらに災害対策本部からの指示に重複や矛盾があったため、混乱を招いた。
		7	資源(物資, 職員)	◆施設や職員が被災することへの備えが不十分だった。	◆被災によって各事務所の各組織でも多大な被害が発生した。例えば非常用発電機や災害用通信設備がなかったり、また、ガソリン不足等によって職員の通勤や被害調査に支障が生じた。
		8	物資(物資)	◆非常用発電装置の燃料補給調達が難航したため、実効性のある協定締結等の対策が必要である。	◆発災後、庁舎の被害が軽微であり、非常用発電装置も稼働したが、非常用発電装置の燃料調達が難航した。
		9	計画とマニュアル	◆避難所となる場合の対応について検討が必要である。	◆合同庁舎に大量の避難者が来ることはなかった。合同庁舎は指定避難所ではないが、災害時に集まってきた避難者を建物外に移動させることは現実的に困難である。
		10	情報	◆本部との情報連携を円滑に進めるため、連絡体制や情報フローの整理が必要である。	◆市町村から把握した要望等の情報については地方支部から本部に報告していたが、3月18日までは、県の災害対策本部会議の内容や資料は地方支部には送られなかった。
		11	資源(物資)	◆自家発電機が稼働したものの、利用できなくなった情報機器もあった。	◆北部地方振興事務所栗原地域事務所では、地震後に停電をしたものの、事前に整備していた非常用発電機が稼働し、庁内に給電された。しかし、宮城県総合防災情報システム(MIDORI)や、ブースター(増幅器)を必要としていたテレビは稼働しなかった。また、庁内の光IP電話については、発信も受信もできない状況であった。
		12	物資(物資)	◆自家発電機は稼働したものの、電話には給電がされなかった。	◆地震後に停電したものの、事前に整備していた非常用発電機が稼働し、庁内に給電がなされた。しかし、電話へのバックアップ電源は、非常用発電機とは別系統であったため、12日夜には利用できなくなった(電話のバックアップ電源を、非常用電源と連結する措置を7月に実施済み)。また、衛星携帯電話が配備されていたものの、事前に訓練で利用したことがなかったことから、受信状況の良い場所を発見するまでに時間を要した。
		13	資源(物資)	◆合同庁舎の被災を想定しておらず、初動対応に支障が生じた。	◆石巻合同庁舎は、津波による浸水想定区域外であったが、今回、想定を超える津波の被害にあったため、1階の非常用電源、備蓄物資が水没、3日間庁舎が孤立したため、初動対応に支障が生じた。
		14	資源(物資)	◆合同庁舎が津波避難ビルとなり、多くの周辺住民が避難することができた。	◆津波避難ビルとなることは事前には想定されていなかったが、合同庁舎は事前に耐震改修をしていたため地震の揺れによる倒壊を免れ、周辺地域の住民約300人の貴重な避難場所として機能した。電気が使えないうえ食料等も不十分であったため避難環境としては良好とはいえないものの、もし合同庁舎が全壊し、避難することができなければ、住民の被害が拡大していた可能性がある。
		15	資源(物資)	◆石巻合同庁舎の代替拠点が確保できず、業務が非効率であった。	◆合同庁舎から、まず東部下水道事務所に地方振興事務所ほか庁舎内地方機関が移ったが、スペースや設備が不足し、業務環境としては劣悪であった。

主な検証項目

改善の方向	課題等が浮かび上がった対象等	頁
◆帰宅困難者が多数発生する可能性のある地域の施設と連携した事前計画の検討が求められる。	県庁行政庁舎	26
◆遠距離通勤の職員が多い支部では、休日や夜間の参集・配備体制については、再確認が必要である。	大河原地方支部	61
◆職員の通勤手段や参集に要する時間にも配慮して、会議を含めた情報共有の方法を検討し、実効性のある計画を策定すべきである。	仙台地方支部	75
◆庁舎が被災した場合でも最低限必要な対応ができるよう衛星携帯電話等の通信設備の設置や非常用発電機の燃料確保の方法について検討すべきである。	仙台地方支部	76
◆市町村への派遣要員が把握すべき情報内容や連絡手段、必要な設備（衛星携帯等）について、詳細に定めると共に、災害時に派遣が困難な遠隔地については、平時の管轄地域にこだわらず担当する事務所を事前に定めておくべきである。	仙台地方支部	76
◆今回は事前に業務の想定が出来ていなかったことが、混乱をもたらした大きな要因であった。さらに地方支部内の地方振興事務所各部・各事務所からの情報の流れが、所管課への縦割りの流れと、災害対策本部地方支部経由の流れと二重となっていたことも問題である。今後の災害に備えて、地方支部が本当に実施すべき業務の選定と、地方振興事務所各部・各事務所と本庁間の情報の流れと役割分担を、明確に整理すべきである。	仙台地方支部	76
◆施設、設備の被災や職員の通勤への支障を具体的に想定した上で、各事務所において衛星携帯電話や簡易な自家発電装置など最低限の設備機器の備蓄を進めると共に、職員を自宅から通勤できる範囲の事務所に一時的に応援配置するなど、実効性のある災害対応体制の検討が必要である。	仙台地方支部	76
◆停電時には人力ポンプで対応するなど事業者側の災害対応体制を確認した上で、災害時の燃料供給に関して実効性のある協定を締結するべきである。また、直下型地震の場合には、甚大な庁舎被害や停電・断水の可能性も含めた防災マニュアルの見直しが必要である。	北部地方支部	85
◆県庁が避難所となった経験を踏まえ、大規模災害時に避難者が大量に避難してきた場合に備えて必要な情報・物資等の備蓄・提供について、合同庁舎でも検討すべきである。	北部地方支部	85
◆地方支部から県庁に情報を伝えるだけでなく、県庁から地方支部への情報発信についても定める必要がある。	北部地方支部	86
◆非常用発電機の設置する際に、その稼動時に、防災活動で重要な電気機器に給電され正常稼動するのかが確認する必要がある。	栗原地域部	89
◆非常用発電機を設置する際には、その稼動時に、防災活動で重要な電気機器給電され正常稼動するかが確認する必要がある。また、衛星携帯電話などの非常用通信機器については、非常用電源の確保や燃料の補給、さらに、操作手引書の作成や、操作訓練の実施などが求められる。	登米地域部	92
◆衛星携帯電話の増設や携帯トイレ・食料等の備蓄、通信設備の高層階への移設等の事前対策を充実させるとともに、地震の揺れによる庁舎被害や停電・断水を想定した対応についても検討する必要がある。	東部地方支部	96
◆合同庁舎等の公共施設の耐震性・安全性の確保を迅速に進めることが求められる。合同庁舎等の固有施設を津波浸水地域外に移転させる可能性があるが、その場合には、代替となる津波避難ビルの確保など地域の安全確保にも留意すべきである。	東部地方支部	96
◆あらかじめ代替拠点を決めていた気仙沼地方振興事務所の事例等を参考に、地方支部の各事務所が被災した場合の代替拠点や、その場合に必要となる県庁からの支援（人員、設備等）についても検討することが望ましい。	東部地方支部	96

主な検証項目

報告書		NO.	視点	課題	
章	節			詳細	
初動対応 (地震発生後二四時間の活動)	災害対策部及び地方支部等	16	資源(物資)	石巻合同庁舎に避難してきた地域住民に対する支援を、健康に配慮しつつ実施した。	◆合同庁舎に避難してきた地域住民に対する支援を、東部保健福祉事務所が中心となり行った。避難している人の健康状況を確認し、体調が悪い人や人工透析患者などの医療支援が必要な人を別室に集め、東部保健福祉事務所の医師・保健師等が対応したことはとても有効であった。
		17	資源(設備)	◆備蓄していた可搬型VSATを、事前の準備により迅速に運用できたが、地方支部業務を行うためには非常用通信機器数が不足した。	◆地方支部業務を行うためには、備蓄していたVSAT衛星携帯電話と可搬型VSAT無線機では回線数が不足した。
		18	計画とマニュアル	◆気仙沼保健福祉事務所の職員は、初動期において、事務所業務に加え、対策本部の一職員としての業務も行った。	◆気仙沼保健福祉事務所の職員のうち、保健活動支援に従事する保健師、理学療法士、管理栄養士や薬剤師、獣医師等の技術職員を中心に現地巡回する等、被害状況を把握するという重要な役割を果たしたが、管内の全体的な被害状況の把握は困難であったため、保健福祉施設・水道施設等の被害状況調査、入所者や職員の安否確認、避難所や在宅の高齢者・障害者等の被災者への支援策の検討等に時間を要した。
		19	県庁内部の調整、情報	◆地方支部が被災した時の対応を事前に検討しておくべきである。	◆地方支部が被災した場合には、通常時のように市町村の支援ができない。
災害応急・復旧対策 (地震発生後6ヶ月間の対応)	災害対策本部事務局の対応	1	資源(職員)	◆運営グループの人員が業務量に対応しておらず、運営グループの所掌業務の大半は遂行できなかった。	◆運営グループが、東日本大震災の対応に際して、宮城県災害対策本部事務局運営内規(以下「本部事務局運営内規」)の所掌業務(MIDORIによる被災市町村の情報収集、グループ長会議の開催、政府への要望とりまとめ等)を4人で遂行することは不可能であった。
		2	県庁内部での調整	◆グループ長会議は開催されず、グループ間の定期的な調整の機会は失われた。	◆運営グループは、本部事務局における状況認識を統一し、対応方針を確認する責務を担っていた。しかし、こうした状況認識の統一や対応方針の確認に必要不可欠であると思われる定期的なグループ長会議を開催しなかった。各グループ間の調整は随時行われていたが、定期的なグループ長会議を開催することで、各グループが対応している案件をすべてのグループで共有することで調整の効率を図ることができるだけでなく、会議資料や議事録を残すことで円滑な引き継ぎも行うことができたはずである。
		3	計画とマニュアル	◆運営グループの所掌事務は多方面に亘っており、整理されておらず、総合調整に徹するべきである。	◆現在の本部事務局運営内規では、東日本大震災のような大規模災害が発生した場合に、運営グループの人員で所掌した業務のすべてを遂行することは不可能である。
		4	情報	◆情報収集・連絡カードが活用されない場合があり、非効率な対応に陥った。	◆情報を収集して、関連部局に対して情報を通知した場合に、情報収集・連絡カードに情報の内容だけでなく、その情報に対する対応についても記載することになっていたが、実際には徹底されていなかった。このために対応の重複などが生ずることになり、非効率な対応を余儀なくされることになった。
		5	県庁外部(他の都道府県)との調整	◆北海道・東北8道県相互応援協定に基づいた山形県(担当県)による調整は、危機対策課の業務量削減に貢献した。	◆宮城県と隣県との相互応援協定「北海道・東北8道県相互応援協定」に基づいて、山形県が担当県となり、各県の窓口を担当することになった。本来であれば、相互応援協定に基づく各県からの支援等は、対策グループが管轄することになるが、山形県がその機能を一部代替したことから、対策グループの事務量が軽減されることになった。
		6	指揮	◆所掌が不明確な業務の調整は、本部事務局(危機対策課)幹部の判断と指示によって対応した。	◆対策グループにおいては、渉外関係の業務のほかに他グループや他部局が対応できない諸問題を扱うことになり、部局間を越えた調整が必要になった。
		7	情報	◆被災市町村からの要請情報等に対する県での対応状況が、十分に整理されていなかった。	◆よせられた情報に対して、情報グループから対応を依頼された本部事務局各グループや庁内担当課等が、その後どのように対応しているのか、対応状況までは把握・整理していなかった。そのため、被災市町などから要請への対応状況について問合せがあった場合に、回答が困難となった。
		8	県庁外部との調整(市町村)	◆発災当初、甚大被害を受けた市町村からの情報入手が困難となった。	◆甚大な被災を受けた市町ほど、通信手段が途絶えるなどして、県庁での情報を収集が困難となった。こうした情報空白地域に対しては、本部に情報が入らなくとも、情報を待つことなく、対策グループなどでは救援物資の配送計画等を迅速に立案していた。
		9	県庁内部の調整、県庁外部(市町村)との調整	◆本部事務局における、市町村との情報連絡の窓口が、安定的には機能していなかった。	◆情報グループでは、県内外の一般住民等からの情報提供への対応とともに、市町村からの情報収集も担当していた。また、市町村からの情報収集活動は、情報グループ以外にも、救援物資・食料等への要望については、物資グループも方面別に担当を設けて行われていた。

主な検証項目

改善の方向	課題等が浮かび上がった対象等	頁
◆災害時には地域住民が行政機関に避難してくることが想定されることから、合同庁舎内に食料・物資・医薬品などの備蓄を行うとともに、庁舎に避難してくる住民への支援策を検討しておくことが求められる。	東部地方支部	97
◆より業務を円滑に遂行するためには、非常用通信機器の備蓄数の増強が必要である。	気仙沼地方支部	102
◆広域で甚大な被害が発生する災害であっても、より迅速に対応できるよう、通信連絡手段の確保等や災害直後に保健福祉事務所として活動する内容を確認し、内陸部の他の保健福祉事務所との協力体制の構築について再検討することが重要である。	気仙沼地方支部	102
◆本庁と地方支部、被災市町の情報の流れや、本庁や他の地方支部からの応援人員の派遣を含めて、地方支部が被災した時の対応について事前に十分に検討しておくべきである。	気仙沼地方支部	102
◆運営グループが本部事務局運営内規に規定された業務を担うのであれば、代替職員を確保する仕組みや、大幅な増員が可能な仕組みを構築する必要がある。	県災対本部（運営G）	111
◆今後の災害対応においては、本部事務局における定期的な会議を開催することで、災害対応の状況認識を統一し、対応方針を確認した上で、全庁的な災害対応を実現することが求められる。	県災対本部（運営G）	112
◆本部事務局運営内規の全面的な改定が必要である。	県災対本部（運営G）	113
◆災害対応においては帳票の適切な利用が求められる。	県災対本部（対策G）	118
◆相互応援協定を実際に運用する上での経験と教訓を、協定の運用マニュアルとして残しておく必要がある。	県災対本部（対策G）	119
◆大規模災害応急対策マニュアルの改訂に際しては、対策グループの所掌業務の中でも比較的ルーチンで対応可能な渉外関係の業務と、そうではない業務を分けて、後者に関しては他のグループ（例えば運営グループ）に移管して、役割を明確にした方がよい。	県災対本部（対策G）	119
◆対処の必要な重要案件については、本部全体としての対応状況を把握できるよう、要請等の受付から、対応の進捗状況までを一貫して整理する仕組みを構築することが必要である。	県災対本部（情報G）	122
◆大規模災害時には、情報グループの人員を増員する際には、各地方に詳しい者を選定し、現地からの収集情報が不足するなかでも、より適切な現地状況の推測などができる体制とすることが好ましい。また、多くの市町が同時に被災する事態においては、地方別に担当者を定めることで、各地方からの情報収集等の責任の明確化が図れる。	県災対本部（情報G）	124
◆一般県民等からの個別案件への対応担当とは別に、市町村との情報連絡の担当は明確に設けることが必要である。そして、市町村の立場からは、本部事務局において、各市町村（あるいは方面）に関する複数の案件について、一括して受付・管理する窓口が設置されると利便性が高い。そして、本部事務局において、市町村からの情報の収集方針の策定から、情報の収集・整理、要請に対する対応の進捗状況の掌握まで、責任を持って情報管理できる体制とすることが重要である。そのためには、各市町村（あるいは方面）別の担当者は、ある程度固定した職員を配置し、時間で交替となっても、引継ぎを適切に実施できるよう作業ルールや書類様式を定める必要がある。	県災対本部（情報G）	124

主な検証項目

報告書		NO.	視点	課題	
章	節			詳細	
災害応急・復旧対策（地震発生後6ヶ月間の対応）	災害対策本部事務局の対応	10	資源(物資), 計画とマニュアル	◆事前に配備した非常用通信設備を有効に活用するためには、事前の訓練やマニュアル整備が不可欠であった。	◆地方機関などで、事前に配布していた衛星携帯電話を受信環境の良い適切な場所に設置するまで時間を要する例があった。また、防災行政無線の内線電話を、衛星系に切替えることの操作をしなかった地方支部もあった。
		11	県庁外部との調整(市町)	◆沿岸の行政庁舎の中には、津波による浸水によって、県庁との通信機能を完全に喪失したケースがあった。	◆津波による浸水などによって、市町村庁舎等が機能を完全に喪失するケースがあった。事前に、あらゆる甚大な被災状況を予想し、どのような場合にも対応できるように、必要な機材を事前に配備しておくことは現実的には困難である。
		12	資源(物資), 県庁内部での調整	◆通信事業者などからの衛星携帯電話等の調達や関係部署への配布が行われた。	◆通信キャリア等から衛星携帯電話等の貸与を受け、被災自治体や県各部署などへ配布した。
		13	県庁外部(市町)との調整	◆市町村からの報告内容について、確認作業が必要となるケースがあった。	◆広報グループでは、被災市町村から連絡のあった被害状況などの数値について、前回連絡と大きく異なった場合など、その正確性について確認の問合せが必要となったケースがあった。
		14	情報	◆県内外から多くの安否確認の問合せがあり、その対応に労力を要した。	◆県民などから多く寄せられた安否確認へ対応するため、庁内他課や民間企業と連携した、市町村より収集した避難者情報に基づき、電話サービスの設置、ホームページへの掲載などを行った。
		15	資源(物資)	◆本部事務局員の食料、関連物資の備蓄、調達計画がなかった。	◆災害対策本部事務局員の食料・関連物資については、事前の備蓄や調達計画が存在しなかった。
		16	計画とマニュアル	◆災害派遣等従事車両の証明書発行基準が明確ではなく、時期により基準を見直す必要があった。	◆高速道路の無料通行にあたっては、制度的に県が発行する災害派遣等従事車両証明書と、警察が発行する緊急通行車両確認標章の両方が必要である。しかし、災害時に警察と県の両方を訪れ、二つの証明書の発行を受けることは手間と時間を要するため、証明書の迅速な発行方法について警察との調整、協議が必要である。また、当初、災害派遣等従事車両の証明書の発行基準が明確ではなかったが、被災地への物流が課題だったことを踏まえ、発災直後は幅広い車両を対象とし、その後の状況をみて徐々に対象車両を絞り込んでいったことは適切な対応だったと考えられる。
		17	資源(職員), 指揮	◆物資グループにおける業務管理が十分には行われなかった。	◆庁内他部署から物資グループへの応援職員の多くは日替わりで配置されたため、情報の錯綜したケースが多かった。物資グループの業務内容は、複数の庁外関係者と情報を交換する必要があり、また、需給情報の受信からマッチングを行い発注するまでの長いプロセスと時間を要する特徴がある。そのため、頻繁に人員が交代すると、引継ぎが難しく業務に支障の生じやすい性質があった。
		18	県庁内部での調整	◆物資グループ以外に、庁内の複数部署が被災市町村から情報を収集していた。	◆物資グループでは、被災市町村の情報を地方別に担当を設けて収集しており、市町村ごとに進捗状況の確認が容易となる有効な体制であった。その一方で、市町村からは、本部事務局情報グループでも物資要請などを受付け、庁内他課（農産園芸環境課など）では食料等の要望を収集していた。これら市町村からの情報は県庁内で十分に集約整理が行われず、市町村にとっては県庁側の窓口が安定しない状態となっていた。
		19	計画とマニュアル	◆発災後の時期に応じた、物資の供給体制を構築していく必要があった。	◆物資供給では、12日以降、被災市町と連絡が取れない段階では、市町村からの情報収集を待つことなく、必要性が高いと判断された水や食料などを、人口等を勘案して調達目標を設定し、プッシュ型で送付した。その後、被災市町から寄せられる物資の要望を受付け整理する段階を経て、3月19日以降は、毎日、県庁側から需要を問合せ業務フローへと移行していった。こうした情報を参考にして、各部署（震災復興政策課など）では、市町へ電話で物資の提供の必要性について確認して供給を行った。さらに時間が経過した後では、被災者のニーズが多様化したことから、物資グループでは、分類を細分化した在庫情報を市町村に示して、要望を収集した。
20	県庁外部(国)との調整	◆災害発生当初、県からの要望に基づき送付された政府物資は、到着までに時間のかかるケースがあった。	◆物資調達グループでは、災害発生直後の12日から、食糧等応急生活物資の要望を政府に行った。県からの要望を受けて、政府では物資の調達・輸送を行ったが、当初は、政府調達物資は遠隔地からの輸送となったため、現地への到着までに著しく時間を要するケースがあった。		
21	県庁外部との調整, 資源(物資), 計画及びマニュアル	◆発災直後に防災拠点間の通信確保のために、燃料の補給が必要となった。	◆防災行政無線の中継所などでは、発災後の広域停電に際して、事前に整備していた非常用発電機等が稼動し、通信の確保に役立った。しかし、停電の長期化に伴い、燃料の補給が必要となった。その際、衛星系防災行政無線の稼動状況や中継局のカバーエリアを勘案し、優先度をつけて燃料を補給する施設を選定するなど、効率的な対応が行われた。		

主な検証項目

改善の方向	課題等が浮かび上がった対象等	頁
◆衛星携帯電話などの非常用通信機器を事前に配備する際には、非常用電源の確保や、燃料補給等についても勘案するとともに、操作手引書の作成や、操作訓練などを実施することが求められる。	県災対本部（通信G）	127
◆被災後の応急的な通信確保のための、多様な方法の検討などを関係機関で行い、対応能力の向上を図ることが望まれる。	県災対本部（通信G）	128
◆本災害時には、各社から提供可能な台数や、各部署への配布数について、事前の想定はなく、提供を受けるたびに対応が行われた。災害後に各社より貸与を受けられる台数は、災害状況によって異なるものと考えられるものの、初動時に通信確保の必要性が特に高い部署や求められる台数などについて、事前に整理をしておくことによって、より円滑な調達・配布に資すると考えられる。	県災対本部（通信G）	128
◆市町村から県庁への連絡の際に、重要な被害状況の数値が前回の連絡時から大きく変動した場合などには、その理由を補足記載できる報告様式や運用ルールを定めることによって、情報内容の確度が高まるとともに、不要な確認作業を抑制できるものと考えられる。	県災対本部（広報G）	132
◆避難者情報の提供を、よりの確に行えるよう、市町や関係機関とスキームを事前より構築することが望ましい。	県災対本部（広報G）	133
◆災害対策本部事務局が十分にその機能を発揮するためには、事前に職員向けの備蓄や食料・物資調達の計画・協定を定めておく必要がある。	県災対本部（庶務G）	135
◆現場や担当の判断ではなく、災害直後に通行させるべき車両、落ち着いた段階にて通行させるべき車両等について、警察とも調整して事前に定め、物資応援を行う応援自治体や被災自治体が迅速に対応できるようなマニュアル、体制の整備が必要である。	県災対本部（庶務G）	136
◆物資グループへの応援職員は、より早期から固定し、引継ぎルールや連絡様式を、いっそう定式化する必要がある。 ◆多人数の応援職員を受けながら、本部事務局を組織的に運営するためには、危機対策課職員は実作業へ従事する以上に、応援職員によって構成されるグループの統制など、組織マネジメントに重点をおくことが望まれる。	県災対本部（物資G）	146
◆本部事務局内に、各市町村（又は地方支部）に関する複数の案件（食料、物資、福祉など）について、一括して受付・管理する窓口を設置する体制について検討することが望まれる。そして、市町村からの情報収集にあたっては、地方支部から派遣した連絡要員の一層の活用や、本庁職員が現地へ赴き、市町村側の担当職員と顔をあわせる機会を設けることも、情報交換の円滑化のために望ましい。	県災対本部（物資G）	147
◆救援物資配送業務を計画する際には、段階に応じて体制を構築していく計画とすることが望まれる。すなわち、①現地の備蓄で対応、②現地状況を確認できなくても、水や食料などを、自衛隊等の協力も得ながらプッシュ型で早期に送付、③物流企業等の協力により、安定的に供給できるロジスティクスシステムを構築、④多様化する県民ニーズへ対応できるよう、多品目少量の物資を供給できる体制へ発展させる、計画とすることが望まれる。	県災対本部（物資G）	148
◆大規模災害発生した際には、国においてはプッシュ型での送付が計画される可能性がある。その場合、災害発生直後より、大量の物資が送付されても対応できる物流体制を整えておく必要がある。すなわち、より早期に、物資拠点に適した民間倉庫などを効果的に運用（入庫、在庫管理など）し、迅速に市町村へ発送できるよう、あらかじめ、倉庫協会やトラック協会などと連携した体制を構築しておくことが求められる。	県災対本部（物資調達G）	153
◆重要施設の停電時の電力確保対策を検討する際には、停電の長期化にも対応できるよう配慮する必要がある。長期の停電に対しては、燃料の備蓄のような予防対策だけでは対処は難しい。応急対策となる、燃料の調達・補給方法等についても考慮し、災害発生後に柔軟な対応を行えるよう、関係機関と体制や計画を検討しておくことが重要である。また、公的施設のみならず、通信事業者等についても、重要施設の機能維持のための燃料等の備蓄・補給に関する施設・体制の強化を促し、県として支援可能な対策を検討することが望まれる。	県災対本部（物資調達G）	154

主な検証項目

報告書		NO.	視点	課題	
章	節			詳細	
災害応急・復旧対策（地震発生後6ヶ月間の対応）	災害対策本部事務局の対応	22	県庁外部との調整、計画及びマニュアル	◆燃料支援業務について、事前に計画の立案や、防災訓練の実施などが十分には行われていなかった。	◆大規模災害応急対策マニュアルには、燃料のうち灯油の調達についてのみ記載されており、ガソリン、重油、軽油については計画の記載がなかった。本災害においては、当初3月16日まで、本部事務局職員1人のみで燃料対策を担当していた。
		23	県庁外部との調整、計画とマニュアル	◆燃料を施設へ給油するために、受援施設の施設等に関する情報を収集する必要があるが、あった。	◆停電の長期化に伴い、病院など重要施設で稼働していた非常用発電機に、燃料の補給が必要となった。政府経路でこれら施設に対して燃料補給を行う上で必要となる情報（給油口の規格など）の収集に時間を要した。
		24	県庁内部での調整	◆食料・物資調達全般に関わる部署が複数存在したが、調整会議は継続的には開催されなかった。	◆食料・物資の調達業務は、物資調達グループや庁内の複数部署で実施していたが、食料や物資の調達・供給に関わる関係部署が集まって行う合同の調整会議は、継続的には開催されなかった。
		25	県庁内部での調整	◆避難所への配送までを視野に含めて、救援物資物流の全体像を検討する必要があるが、あった。	◆災害当初、県では、救援物資を合同庁舎まで輸送し、合同庁舎に市町村がとりに来て避難所に配布する役割分担を基本としていた。しかし、対応できない市町も多く、合同庁舎からの輸送は、自衛隊や民間物流事業者によって実施される場合もあった。その後、県においては、県倉庫協会の協力により、物資拠点から民間倉庫に移行し、県物資拠点での入庫・在庫管理から市町物資拠点への発送までの業務改善がなされた。しかし、被災市町においては、こうした物流専門機関の協力を十分に得られず、物資拠点の運営に苦慮するとともに、市町物資拠点から避難所や福祉施設などへの配送が難航した場合もあった。さらに、市町庁舎が被害を受けて、市町の救援物資をふくむ災害対策機能が低下した自治体もあった。救援物資の輸配送・在庫管理業務は、被災自治体の単独では効率的な実施が困難であり、民間物流業者等の協力が重要である。
		26	県庁外部との調整、計画とマニュアル	◆事前の災害時応援協定によって、倉庫協会から派遣された物流専門家が、本部事務局執務室に駐在し倉庫関連業務を実施した。	◆宮城県では倉庫協会と締結していた災害時の応援協定のなかに、保管業務のみならず、物流専門家の派遣についても記載をしていた。この協定により、物資拠点における荷受等の実作業にとどまらず、ロジスティクス全般（在庫管理などの情報処理や、倉庫の確保・配置など）への協力を受けることができ、救援物資の輸送・在庫管理が効率化された。倉庫協会においては、協定締結後、協会内で検討会を継続的に開催し、新潟県中越沖地震に対応した物流専門家による講演や、簡易な在庫管理プログラムを作成するなど、取組みを重ねてきていた。
		27	県庁外との調整、資源（施設）	◆事前に物資拠点として想定されていた施設を利用できず、民間倉庫を利用することとなった。	◆災害前に、県の物資拠点として想定されていた施設が、遺体安置所等で利用されたため、物資拠点として利用できなかった。そこでまず、倉庫協会により、仙台市内の民間倉庫4箇所が物資拠点として選定された。しかし、すぐに4箇所の倉庫では容積が不足し、次々に新たな倉庫を選定、確保することとなった。 ◆各地域では合同庁舎駐車場が、当初、物資拠点と利用されていたが、これらは倉庫業務に適した施設ではなかった。
		28	情報	◆物資の分類方法は、機関によって異なっていた。	◆物資調達グループでは、倉庫協会より在庫一覧表の提出をうけ、市町のニーズとの調整に用いた。しかし、物資の分類方法などが、市町村での分類方法とは一致せず、需給のミスマッチが生じたことがあった。また、市町村では、それぞれの自治体内の避難所における物資ニーズ等を集約していたが、その際に用いられる物資の分類方法は、市町によって異なっていた。
		29	資源（物資）、計画とマニュアル	◆不良在庫によって、倉庫業務に支障が生じた。	◆時間の経過にともないニーズの無くなった物資や、積載内容がわからず出庫できない箱が、倉庫に停滞した。こうした不良在庫が多くなると、利用できる倉庫面積が小さくなり、重要なニーズの高い救援物資の取扱いに悪影響が生じる。

主な検証項目

改善の方向	課題等が浮かび上がった対象等	頁
◆燃料支援業務については、複数の油種を対象として、本部事務局のみならず、必要に応じて庁内他部署と連携して実施できる体制を整えておく必要がある。	県災対本部（物資調達G）	154
◆災害時に燃料補給の重要性が高い、病院などの非常用電源の設置施設の整理し、それら施設における、運転可能時間、燃料の備蓄量、油種、想定される必要補給量、受け入れ設備の状況などの情報をあらかじめ収集しておくことが望まれる。 ◆広範囲で長期的な停電に備えるためには、各地域で非常用電源のための燃料の備蓄を行うとともに、移動電源車や、燃料補給のための給油所やタンクローリー、ドラム缶の輸送が可能なりフト付トラック等の状況を整理することも求められる。	県災対本部（物資調達G）	155
◆合同会議を継続的に開催することは、各調達ルートの特性を活用した調達物資の調整や、被災市町における需要などの情報を共有し、将来の調達を計画するために有用と考えられる。 ◆関連の深い他部署（物流調整グループなど）との業務フロー改善など、運営に関する意見交換も行える点、有効と考えられる。 ◆現行の地域防災計画における組織体制を改変し、食料や物資調達にかかわる業務を一括して担当するプロジェクトチームを本部に設置することによって、県全体での食料の調達状況や被災地での需要等の情報の共有や、関連業務（調達、輸送依頼）の調整、将来の調達計画の策定などが、より円滑に実施できるものと期待される。	県災対本部（物資調達G）	155
◆被災県民まで救援物資を届けるという目的のために、県全体での、効果的な救援物資の物流システム（輸送、倉庫業務、情報管理など）構築にむけ、県の主導による広域的な取組みが求められる。	県災対本部（物流調整G）	163
◆今後は、より一層協定を効果的に運用するために、平常時より、県、倉庫協会・トラック協会や地方機関などが合同で、情報伝達図上訓練や物流実働訓練も実施することが望まれる。	県災対本部（物流調整G）	163
◆倉庫協会等の協力を得ながら、全県を視野にいて、災害時の物資拠点として適切な施設の候補を、あらかじめ選定しておくことが求められる。すなわち、民間倉庫、大規模展示場、旧市場施設などの施設から、容積・床荷重・交通アクセス、県全体での配置バランスなどを勘案し、関係機関と災害時の協力が得られるよう、事前に協定等を締結することが求められる。	県災対本部（物流調整G）	164
◆物資の調達、在庫管理、市町・県民の物資ニーズ収集の際に用いられる、救援物資の分類方法を、各機関で統一することが求められる。	県災対本部（物流調整G）	165
◆こうした不良在庫を抑制するため、在庫状況を早期より正確に把握することが求められる。在庫を把握することで、不要な物資の調達の抑制につながる。また、倉庫の空き状況等に基づき、将来に不足すると予想される物資（冬にむかう前の暖房機など）の、早期の調達計画の立案も容易となる。	県災対本部（物流調整G）	165

主な検証項目

報告書		NO.	視点	課題	
章	節			詳細	
災害応急・復旧対策（地震発生後6ヶ月間の対応）	災害対策本部事務局の対応	30	県庁内部での調整	◆本庁における組織体制の周知不足や、頻繁な人員の変動などのために、物資拠点となった地方支部では救援物資の対応に苦慮した。	◆本部事務局において、救援物資の配送を担当するグループが、災害対策本部事務局に新規に設けられた。さらに、これら本部事務局のグループのほかに、県庁の複数の課で、救援物資の配送を担当していた。大河原地方支部には、これら複数の担当部署から、物資到着予定などの連絡などがあった。しかし、大河原地方支部では、こうした県庁内の組織体制の説明を十分に受けておらず、県庁側の業務所掌が不明確であった。さらに、本部事務局物資関係グループの担当者が、頻繁に交代したため、県庁との情報交換は容易ではなかった。
		31	資源(物資)	◆物資拠点として適切な施設ではない合同庁舎における荷受作業などは、職員の大きな負荷となった。	◆どの地方支部についても共通して指摘できることであるが、本来、合同庁舎は、救援物資の荷受、倉庫管理、配送などの物流業務を実施する施設としては、床加重や設備の面で、適した施設ではない。また、地域事務所の職員には、平常業務で物流実務に携わる職員は存在しないため、在庫管理などの専門的なノウハウもない。そうしたなか、昼夜を問わず届けられる大量の救援物資の荷卸作業は、各職員の専門性を活かして行うべき、災害対応業務等を実施するうえでの大きな負荷となった。
		32	情報	◆発災直後に、消防庁や進出した応援部隊との通信に支障があった。	◆県では仙台市消防本部（代表消防機関）からの応援派遣要請を受けて、消防庁本庁への応援要請を試みたものの、発災当初は電話が繋がらなかった。また各地より進出してきた応援部隊に対して、県庁から直接連絡をできなかったため、派遣元となる都道府県に連絡をおこなった。
		33	県庁内部での調整	◆個別の救助案件への対応依頼が多くよせられ、本来業務である緊急消防援助隊の広域的な運用調整業務への負荷となっていた。	◆緊急消防援助隊調整グループは、複数の緊急消防援助隊の広域的な部隊運用に関する調整を行うグループである。しかし、情報グループなどから、個別の救助案件等に関する依頼が多く寄せられ、その対応に時間を要し、本来業務への負荷となった。
		34	県庁外部との調整、資源(物資)、計画やマニュアル	◆消防車両であっても、県内の燃料確保が困難であった。	◆消防車両であっても、ガソリンスタンドで優先的に給油をうけることができず、燃料の補給が課題となった。
		35	情報	◆信頼性や緊急性が様々なヘリ出動要請に関する情報をうまく仕分けできない。	◆災害発生当初はヘリの出動要請が非常に多く、宮城県のヘリコプター運用調整グループは、そうした要請情報の集計や仕分けの作業に多くの人手がとられた。ところが、要請に従って現地にヘリを向かわせると緊急を要するようものではなかったり、救出すべき被災者が自力で避難できていた事例が少なくなかった。
		36	県庁外部との調整	◆ヘリコプター運用調整グループは、ドクターヘリとの連絡調整が実施できていない。	◆ヘリコプター運用調整グループは、全国の医療機関から派遣されたドクターヘリとの連絡調整が実施できていない。
		37	情報	◆避難所グループの創設により、避難所情報の集約、情報発信が進んだ。	◆避難所については一般県民やマスコミの関心が高く、外部からの問合せ対応に人手をとられることになった。避難所グループの設置により、避難所に関する問合せ対応がスムーズとなり、庁内及び市町・国の情報共有が効率的に進められた。
		38	情報	◆保健福祉部の会議への出席、避難所全数調査により情報の集約が進んだが、在宅避難者の情報調査は遅れた。	◆避難所についての情報収集、情報共有を進めるなかでは、特に保健福祉部の「被災者生活支援チーム」の会議に参加したこと、4月下旬の避難所全数調査により県職員自らが現地の状況を把握していったことが効果的であった。
		39	情報	◆救助要請に関する情報は様々な手段を用いて収集したが、大量の情報が入ってきたために混乱が生じた。	◆県庁などに寄せられた大量の救助要請に関する情報の処理に追われて、各機関の対応状況を十分に調整できないこともあった。その結果、すでに自衛隊などが捜索した場所を他の機関が重複して捜索するという事態も生じた。
		40	県庁外部(関連機関)との調整	◆実働機関連絡会同が開催されることで、人命救助に係る関連機関の調整が行われた。	◆関連諸機関による調整会議である「実働機関連絡会同」が、自衛隊、警察、消防、海保との情報調整の場として機能し、人命救助活動の効率化を図ることができた。
41	計画とマニュアル	◆人命救助に関する訓練や会議を通じて、県と関連機関との調整が円滑に進む素地が生まれた。	◆初動態勢、人命救助に関しては当初の計画やマニュアルが有効であった。特に、人命救助に関する訓練や会議（ヘリ運用訓練（平成22年6月6日）、自衛隊とDMATの連携訓練（平成22年12月11日）、自衛隊との連絡会同（平成23年2月3日）、災害拠点病院・宮城DMAT連絡協議会合同会議（平成23年3月8日））が行われることで、県と各関連機関との間で人的な関係がすでに構築されており、災害対応が円滑に進んだ。		

主な検証項目

改善の方向	課題等が浮かび上がった対象等	頁
<p>◆県庁において、組織改変を行った際には、関連部署すべてに、新たな業務所掌や情報フローなどを周知する必要がある。</p> <p>◆本部事務局においては、各地方（あるいは各市町）に関する複数の案件について、一括して受付・管理する窓口を設置するなどして、各地方からの情報の収集方針の策定から、情報の収集・整理、要請に対する対応の進捗状況の掌握まで、責任を持って情報管理できる体制とすることが重要である。</p>	県災対本部（物資調整G）	166
<p>◆事前に物流事業者等との協定を締結し、災害時には専門倉庫を物資拠点として利用するとともに、フォークリフト等の専用機材の提供、さらに、倉庫管理や輸送業務実施への支援を得られるように、協力体制を構築しておくことが重要である。</p>	県災対本部（物資調整G）	166
<p>◆消防庁本庁など重要機関との連絡網については、輻輳などの影響をうけない連絡手段を確保しておくべきである。</p>	県災対本部（緊急消防援助隊）	173
<p>◆本部事務局各グループの業務分掌について、より分かりやすく事前に周知する資料を作成するとともに、訓練などを通じて理解を深める必要がある。さらに、災害発生後にも、災害対策本部会議や、本部内ではグループリーダー会議等を開催し、各グループの業務分掌の周知が必要である。また、外部からの救助要請案件に対して、窓口となる情報グループで、より適切に受付や転送依頼を行えるように、事前に必要事項を網羅した記録様式や対応マニュアルを整備しておくことが重要である。</p>	県災対本部（緊急消防援助隊）	173
<p>◆ガソリンスタンドから必要な給油を、より確実に受けられるように、優先順位や費用措置などを含めて、災害時の取り決めを関係機関で事前に定めることが必要である。</p>	県災対本部（緊急消防援助隊）	174
<p>◆広域災害においては、個人や市町村、他部局等から信頼性や緊急性の異なる様々な要請情報が集まるため、他から消防職員の応援を受けるなど、消防のノウハウのある人員の応援を得て、情報を整理する仕組みを強化するなど、要請情報への対応方法の改善が求められる。</p>	県災対本部（ヘリコプター運用調整G）	177
<p>◆人命救助という点からは、救助活動と医療活動との連携は重要であり、災害時における安全なヘリの運用と効果的なヘリの活用から、これらのヘリコプターの活動状況を集約し、連携を進める仕組みが必要である。</p>	県災対本部（ヘリコプター運用調整G）	178
<p>◆避難所グループの創設は4月1日となっている。これは人事異動による人員確保のためと考えられるが、可能であれば応援職員等を活用するような形で、より早く避難所情報を集約する仕組みを設けることが望ましかった。また、今後の災害に備えて、地域防災計画や本部事務局運営内規等で、事前に避難所に関する情報収集、情報共有について定めておくべきである。</p>	県災対本部（避難所G）	182
<p>◆東日本大震災のように市町村から情報があがらない巨大災害の場合には、県自らが現場の情報収集を行う必要がある。そのことに気付き、在宅避難者の状況把握も含めて、より早期に実態調査や庁内での情報共有の実施が図られればさらに望ましかった。</p> <p>◆他県・他市町村から現地自治体への派遣応援職員が避難所についての情報を持っていたため、その情報についても集約、共有できれば、さらに効果的だったと考えられる。</p>	県災対本部（避難所G）	182
<p>◆救助要請に関する情報の収集と集約の方法について再検討し、人命救助に関連する諸機関との調整を円滑に行える体制を再構築する必要がある。</p>	県災対本部（関係機関連絡所）	189
—	県災対本部（関係機関連絡所）	189
<p>◆県と関連機関が訓練などを通じて人命救助に関する対応を調整する仕組みを点検する必要がある。</p>	県災対本部（関係機関連絡所）	189

主な検証項目

報告書		NO.	視点	課題	
章	節			詳細	
災害応急・復旧対策（地震発生後6ヶ月間の対応）	災害対策本部各部	42	県庁外部（他の都道府県）との調整、計画とマニュアル	<p>◆北海道・東北8道県の相互応援協定（ブロック協定）の応援主管県である山形県の支援により、応援物資の受入調整・県間の連絡調整会議が設置された。</p>	<p>◆全国知事会、全国市長会・全国町村会などからの要請に基づき、複数の自治体が宮城県に支援を提供した。宮城県庁には応援に訪れた県（応援県）からの連絡員が派遣され、情報収集や支援調整が行われた。他の自治体から応援があることは事前に想定されていたものの、宮城県庁においては、複数の応援県を受入・調整するための体制作りが十分ではなく、状況をみながら対応せざるを得なかった。</p> <p>◆山形県は、北海道・東北8道県の相互応援協定（ブロック協定）の応援主幹県であったため、地震発生後すぐに山形県の連絡員2人が宮城県庁に派遣され、宮城県庁において情報収集が行われた。さらに山形県は、宮城県に対する全国からの応援物資の受入を行う、各応援県の連絡員会議を提案するなどの支援調整を行っていた。</p> <p>◆関西広域連合からは、兵庫県・鳥取県・徳島県が共同で宮城県支援を行うというカウンターパート方式による支援が提供され、各県個別との調整が不要であった点において効率的であった。</p>
		43	県庁外部（国）との調整	<p>◆政府の緊急災害現地対策本部が県庁内に設置されたことにより、政府と県との連携・調整が為され、迅速な災害対応が可能になった。</p>	<p>◆政府緊急災害現地対策本部が宮城県庁内に設置されたことにより、国と宮城県との調整が迅速に行われた。</p> <p>◆県自体が被災しており、県庁職員が災害対応に追われ、被災市町の情報収集が困難な状況において、各省庁が自ら被災地の情報収集を行い、それにより得た情報に基づき調整を行うとともに、その情報が県に提供されたことは、県が災害対応を行ううえでも有効であった。</p>
		1	資源（職員）	<p>◆早急な対応が急がれる部局から順に組織改編が行われた。</p>	<p>◆早急な災害復旧を実現するために、随時、組織が設置された。</p>
		2	県庁外部との調整	<p>◆各自治体からの短期派遣職員の受入情報の把握が困難であった。</p>	<p>◆各自治体から短期で派遣される応援職員の受入は、各部局・各市町で行われ、受入情報を一元的に把握するためのシステムがなかった。</p>
		3	計画とマニュアル	<p>◆職員の食料調達についての事前の備えが不十分だった。</p>	<p>◆職員のための食料調達は、事前の地域防災計画、マニュアル等には定められていなかった。</p>
		4	計画とマニュアル	<p>◆地域防災計画の所掌事務に整理が不十分なところがあった。</p>	<p>◆管財課では、災害対策本部事務局からの指示で発災から4日間、県庁に届けられた物資の仕分けを担当した。後に支援物資の担当は、地域防災計画によれば、管財課ではなく食産業振興課の担当であることが明らかになった。</p>
		5	情報	<p>◆専決処分による速やかな住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の提供は、市町村に役立った。今後は、平時のバックアップ体制の確認を進める必要がある。</p>	<p>◆被災により行政データを損壊した市町があったため、3月16日に条例を専決にて改正し、県が保有していた住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報をエクセル形式に変換して、3月16日、17日に被災市町に届けことができた。被災後1週間以内に専決手続きを行い、被災地までデータを届けことができたことは、その後の被災市町の被害状況把握や被災者対応に大きく貢献したと考えられる。ただし、市町村の立場からすれば、データの不足だけでなく、作業するためのパソコン、電源、人員の不足も深刻であった。</p>
		6	資源（職員）	<p>◆市町村の立場から、負担削減に向けて外部委託を含めた、より一層の支援が望ましい。</p>	<p>◆全国避難者情報システムは、毎日、変更された情報が送られてくるが、情報が膨大で市町村課だけでは処理できず、他市町村、他県からきたデータをそのまま市町村に流すことしかできなかった。</p>
		7	広報	<p>◆庁内各課の間に、災害時の広報活動への積極性に差異があった。</p>	<p>◆庁内各課の中には、県民等からの問合せを受けたものの当該案件に関して、十分な広報が行われていなかった事例があったことから、広報課より担当課に対して、ホームページへの情報の掲載などを求めた場合もあった。</p>
		8	情報、県庁外部（市町）との調整	<p>◆避難者情報の提供には、消極的な市町もあった。</p>	<p>◆情報産業振興室などによる「宮城県避難者情報ダイヤル」の開設にあたって、個人情報の保護を重視し、避難者名簿の提供を躊躇する市町村も当初はみられた。</p>
9	情報、県庁外部（企業）との調整	<p>◆避難者情報の収集・提供には、多大な労力が必要であった。</p>	<p>◆情報産業振興室による、避難者情報のデータ整理作業には、多くの人員と時間を必要とした。しかし、情報の電子化など作業を、市町村で実施することも、人員的に困難である。その一方で、グーグル社の協力により、別途に実施された、避難者情報の電子データ化及び検索システム（パーソンファインダー）の構築・公開は、利用者側の利便性も高く有用であった。</p>		

主な検証項目

改善の方向	課題等が浮かび上がった対象等	頁
<p>◆ブロック協定においては、応援主幹県の役割が明示されていないものの、今回の山形県の取り組みを参考に、応援主幹県が担う役割を事前に定める必要がある。</p> <p>◆被災市町の支援ニーズをどのように把握するのか、また、それらのうち、どの情報を、どのようにして応援県に提供するのかを検討する必要がある。</p> <p>◆宮城県では、複数の自治体からの応援を速やかに受け入れ、その支援を調整し、被災市町支援に活用するという受援システムの構築が求められる。</p>	県災対本部（関係機関連絡所）	190
◆災害対応においても、政府の緊急災害現地対策本部や各省庁と連携しての業務は不可欠である。	県災対本部（関係機関連絡所）	191
—	県災害対策本部 各部（組織及び人員）	241
<p>◆各自治体から短期で派遣される応援職員の情報を被災自治体が管理することが困難であったことから、国レベルで人的支援情報を管理するための方策の検討が必要である。</p> <p>◆応援自治体において対応が可能な職員数が限られている技術職（電気職、機械職、保健師の長期派遣など）は、必要な支援が得られないという課題がみられたことから、今回の経験を踏まえて、災害時に人材不足が想定される専門職をあらかじめ明確にしておき、災害発生時にそれを補完するための方策を検討する必要がある。</p>	県災害対策本部 各部（組織及び人員）	241
◆地方支部を含めた県全体として、災害時の職員の食料確保について必要数を把握し、企業との協定締結や一定数の備蓄、食堂の運営委託契約での災害時の対応の明文化等の対策を実施すべきである。	県災害対策本部 各部（職員の福利厚生対策）	244
<p>◆地域防災計画の内容について災害対策本部事務局がきちんと把握しておく必要がある。</p> <p>◆地域防災計画の所掌事務が履行できない体制となっているのであれば、次の見直しでは、災害後の業務負担量と職員数を考慮したうえで、実効性のあるものに見直す必要がある。</p>	県災害対策本部 各部（庁舎復旧対策）	248
◆被災市町村における初動対応の検証が進む中で、市町村課で可能な支援内容について改めて検討し、今後に備える必要がある。また、市町村役場のみならず県庁が被災する場合も含めて、重要データのバックアップ体制について確認しておく必要がある。	県災害対策本部 各部（市町村への行財政支援）	251
◆市町村においても人員不足は深刻である。全国避難者情報システムのデータ整理等の業務は、民間委託するなど、負担削減に向けたより一層の支援の実施が望ましい。	県災害対策本部 各部（市町村への行財政支援）	252
◆全庁的に、災害対応における広報活動の重要性について、意識啓発を進めることが望まれる。	県災害対策本部 各部（県民への情報提供）	257
◆個人情報の保護しつつ、より円滑に県への情報提供が行われるように、事前に市町村との間で、実施ルールなどを協議し定めておくことが望まれる。	県災害対策本部 各部（県民への情報提供）	258
◆こうした民間ポータルサイト等との間で、個人情報保護法への配慮や、地方自治体の費用負担軽減を図ったうえで、協力協定などを締結できれば効果的と期待される。	県災害対策本部 各部（県民への情報提供）	258

主な検証項目

報告書		NO.	視点	課題	
章	節			詳細	
災害応急・復旧対策（地震発生後6ヶ月間の対応）	災害対策本部各部	10	県庁内部での調整、計画とマニュアル	◆庁内各課の災害時の業務分掌を、事前に整理していたことから、早期から広報がなされた。	◆行政経営推進課では、平成20年の岩手・宮城内陸地震の経験に基づき、災害時に県庁内のどの部署が、どのような内容の相談に対応するのか、事前に整理をしていた。当該整理結果に基づき、本災害発生時には、各課へ対応状況を照会し、順次、相談窓口の情報を作成し公開していった。このように事前の整理が行われていたことが、迅速かつ正確な、県民への窓口情報の公表につながった。また、行政経営推進課では、被災した庁舎を移転した市町村の連絡先や仮庁舎所在地の問合せが多かったことから、市町村課が公表した連絡先一覧も、相談窓口のホームページで閲覧できるようにした。こうした資料は、県庁各課や県民などに有用であったと考えられる。一方で、県庁職員の中には、本部事務局各グループの業務所掌や、本災害への対応で新規に発生した業務の担当部署について、十分に把握できていない場合もあった。
		11	広報	◆県庁には不要な情報を含む、膨大な情報が寄せられ、効率的な情報処理は困難であった。	—
		12	資源、県庁外部との調整	◆LPガス事業者に対しては災害派遣等従事車両証明書が交付されなかった。	◆県内ではLPガス利用率が高く、ガス漏れやガス停止・遮断が多数発生したにもかかわらず、LPガス事業者は自由競争における民間事業者という位置付けとなり、東日本高速道路株式会社から災害派遣等従事車両証明書が交付されなかったために、高速道路を利用できず、点検の実施に急行できなかった。
		13	県庁外部との調整	◆有害大気汚染物質（重金属類）の管理体制について報告があったのは内陸の事業者のみであった。	◆有害大気汚染物質（重金属類）漏洩の危険性を早期に把握し、その情報を関係者に周知することで二次災害防止に努めなければならなかったが、有害物質を管理している事業者と連絡がとれたのは内陸の事業者のみであった。
		14	広報	◆散乱した毒物劇物の二次災害に対する注意喚起は、薬務課が3月23日付で保健所・支所に、同月24日付けでプレス発表を行った。	◆二次災害防止のために散乱した毒物劇物に対する注意喚起が行われたのが発災から2週間程度経過してからであったことは、発災直後から人命救助や行方不明者の捜索を実施している多数の関係者がいることを考えると、対応として遅く、非常に危険であったと言える。
		15	県庁内部での調整	◆医薬品の供給の対応の方が、毒物劇物の状況把握や回収に関わる対応業務よりも優先された。	◆毒物劇物の状況把握や回収に関しては、関係業者と連絡が取れなかったこともあり、その間は医薬品の供給の対応が優先された。人命救助や災害廃棄物の撤去作業をしている職員ならびに住民の二次被害防止の観点からは、毒物劇物の流出への対応は医薬品の問題と同等に重要な問題であるように考えられる。
		16	情報、県庁外部との調整	◆発災直後に、協定機関との連絡が迅速にとれなかった。	◆消費生活・文化課では、災害発生の当日には、県生協連と電話、FAXによる連絡がつかなかった。災害発生当日、協定締結機関との連絡がとれなかった事態は、他の協定機関（県トラック協会など）の間でも発生した。
		17	資源（物資）、県庁外との調整	◆日持ちのしない食料の倉庫管理に苦慮した。	◆おにぎり・パンなどの食料品は、消費期限が短いため、長期に物資拠点に保管することは避ける必要があり、県物資拠点での検品作業、在庫管理などを正確に行うことが求められる。
		18	県庁内部での調整	◆食料調達全般に関わる調整会議は開催されなかった。	◆農産園芸環境課では、食料のうち、米の調達を担当した。県では、主食となる食料として、米のほかにも、パンや弁当等の調達・提供を本部事務局物資グループや庁内各担当課など複数部署で実施していたが、食料の調達・供給に関わる関係部署が集まった合同会議は継続的には開催されなかった。
		19	計画及びマニュアル	◆米の調達の形態などは、事前計画と異なる点が多かった。	◆米については、県地域防災計画では、国の備蓄米の提供を依頼する計画であったが、備蓄施設が津波で被災したため備蓄米の提供ができなくなった。また、精米施設の稼働停止や、洗米のための水の確保を十分できない状況も生じた。
		20	県庁外部との調整	◆応援県から直送された輸送車両のなかには、事前連絡の不足や物資の混載などにより、入庫作業に支障をきたす事例があった。	◆応援県から直送される車両のなかには、事前連絡なしに到着する車両や、事前連絡に無かった物資も混載されている場合があった。こうした積載物は、入庫・検品作業が難しく、その後の在庫管理等に支障をきたした。また、直送の場合には、夜間の到着や、事前連絡の不足などにより、物資着地で荷卸作業の人手がない場合などが生じた。
21	県庁外部（国）との調整、計画とマニュアル	◆自衛隊経由の輸送ルートが、本災害で初めて設置された。	◆本災害では、応援県から被災県までの輸送に、自衛隊の物流システム（輸送手段、基地など）を利用する枠組みが構築され、有効に機能した。ただし、初めて運用された枠組みであったため、応援県と自衛隊との輸送調整が、難航した事例もあった。		

主な検証項目

改善の方向	課題等が浮かび上がった対象等	頁
◆こうした業務所掌の整理資料について、より組織的に県全体で作成し、周知徹底するよう計画しておくことが望まれる。	県災害対策本部各部（県民相談窓口の設置等）	261
◆本部の作業効率が低下することを防ぐためには、県庁全体として、多様な外部からの通報者や問合せを適切に誘導・制御することが求められる。	県災害対策本部各部（県民相談窓口の設置等）	262
◆二次災害を防止するため、LPガス事業者は準公共性のあるものとして証明書が交付されるように、事前に協定を締結しておく必要があり、今後の課題として検討すべきである。	県災害対策本部各部（高圧ガス等危険物対策）	267
◆事業者が災害で甚大な被害を受けた場合の連絡体制について再検討されたい。	県災害対策本部各部（有害物質対策）	272
◆改善が求められる。	県災害対策本部各部（毒物劇物対策）	274
◆両方の業務を両立できる体制について検討が必要である。	県災害対策本部各部（毒物劇物対策）	275
◆災害発生直後から、連携した応急対策活動が必要な災害時応援協定の締結機関とは、確実に連絡がとれるように、非常時の通信手段の確保が必要である。そのためには、非常用通信機器の配備への公的補助なども検討が望まれる。 ◆通信不通時の連絡方法（担当者が集合する場所など）についても、事前にルールを決めておくことも必要である。	県災害対策本部各部（宮城県生活協同組合連合会を通じた応急生活物資の調達及び供給）	275
◆高度な物流業務を実施するためには、物流企業からの、合同庁舎駐車場への温度管理設備の提供、あるいは、合同庁舎を物資拠点として用いずに、倉庫協会等の専門倉庫施設の利用などが必要となる。さらに、こうした設備の利用や、適切なロケーション管理・在庫管理などを行うためには、専門知識を有した物流企業職員の協力が不可欠である。災害時に、そうした倉庫施設の提供や、職員派遣までの協力を円滑に得られるためには、事前の準備が必要である。	県災害対策本部各部（コンビニエンスストア各社等を通じた食料品等の調達・受入れ及び供給）	279
◆被災市町村における食料の不足状況や、各部署における調達状況などの情報を共有し、県で調達・配布する量や地域分配の調整を行う合同会議を継続的に開催することが、被災県民への効率的かつ均等な食料配布を行うために有効と考えられる。	県災害対策本部各部（米などの調達・受入れ及び供給）	280
◆米の調達方法・形態の計画については、再検討する必要がある。また、米以外のおにぎりなどの調達計画との関係を考慮し、食料調達全体の中における、米の位置づけを整理しておくことが求められる。	県災害対策本部各部（米などの調達・受入れ及び供給）	281
◆全国知事会ルートでの救援物資については、情報伝達のための標準様式や、運用ルールの策定など、全国統一的なスキームを検討・構築することが望まれる。	県災害対策本部各部（全国知事会からの支援物資への対応）	286
◆災害時にも、類似の枠組みが発動されるのであれば、事前に、各県において自衛隊との当該システムを用いた訓練などを行っておくことが有効であろう。	県災害対策本部各部（全国知事会からの支援物資への対応）	286

主な検証項目

報告書		NO.	視点	課題	
章	節			詳細	
災害応急・復旧対策（地震発生後6ヶ月間の対応）	災害対策本部各部	22	県庁内部での調整、計画とマニュアル	◆燃料支援業務の担当部署が、本部事務局から商工経営支援課に変更された。	—
		23	県庁外部との調整	◆県内の給油所等の稼働状況の情報収集は困難であった。	◆本災害によって、石油製品の供給網がライフラインのひとつであるとの認識が深まったといえる。しかし、電気・電話などのライフラインの形態とは異なり、給油所等が空間的に分散して点在している形態であるため、被害状況を効率的に集約することが難しいライフラインである。
		24	県庁外部との調整、計画とマニュアル	◆燃料支援業務について、関係機関では、事前の計画や訓練などが不足していた。	◆関係機関において、燃料支援に関する事前計画や訓練などは、十分ではなかった。
		25	県庁内部での調整	◆明確な緊急車両専用以外の、重要と想定される車両への優先供給の要望について、統一ルールがなかった。	◆県庁や地方支部の多くの部署において、燃料調達に関する要望を受けた際に、防災業務従事車両（自衛隊など）のように重要性は明らかではないものの、優先度は高いとみなされる案件への判断に苦慮する場合があった。
		26	県庁内部での調整、計画及びマニュアル	◆トラック協会に対して、庁内の複数の部署から依頼が行われる場合があった。	◆トラック協会との災害時応援協定の担当部署は商工経営支援課であるが、庁内の複数の部署から、各課が担当する物資に関する輸送依頼が、トラック協会に対して行われた場合があった。
		27	県庁外部との調整	◆迅速な二次避難の取組は被災者の健康維持に役立ったが、県外への避難は限定的であった。	◆県外からの施設提供の申出が多数あったが、元の居住地の近くにとどまりたいという被災者のニーズがあり、結果的に二次避難先は県内がほとんどであった。
		28	県庁外部との調整（宿泊施設等）	◆宿泊施設や旅行代理店と、災害時の連携方法について事前に協議を進めるべきである。	◆県内の旅館、ホテルにとって二次避難は経営支援にもなる一方、二次避難の期間が不明確だったことが営業再開の課題にもなった。
		29	県庁外部との調整、県庁内部での調整	◆最初は要援護者への対応が不十分であったが、迅速にケアの体制を整えることができた。	◆二次避難では要援護者とその家族を優先したが、移動後の健康管理体制について最初は考慮されておらず混乱を招いた。しかし受入市町にて保健士の確保の外部応援を求めたり、送り出す側でメディカルチェックをして健康情報をデータベース化したり、速やかに改善された。
		30	資源（費用）	◆災害救助法の解釈、調整に時間がかかった。また自主避難者との費用負担額の格差が発生した。	◆短期の1.5次避難については、災害救助法の対象となるかどうか判断に時間がかかったが、最終的には認められることとなった。 ◆二次避難と同じように、自主的にホテル、旅館に避難した方については全額自費負担となるため、費用負担の公平性の点で課題も残した。
		31	計画とマニュアル	◆保健福祉事務所、被災地の病院の被害状況に関する情報収集が困難であった。	◆仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）、東部保健福祉事務所（石巻保健所）など、地域の保健福祉事務所が被災したため、保健福祉事務所を通しての情報把握が困難であった。
		32	県庁外部との調整	◆外部からの応援受入・調整のシステムが必要であった。	◆医療救護班や保健師の派遣要請・受入調整は、県が、被災地の保健福祉事務所、市役所・町役場・災害医療コーディネーターと協議のうえで進めていた。しかしながら、活動開始当初は、県が被災市町の情報を詳細に把握しているわけではなく、活動の重複がみられることもあった。さらに、被災市町での応援機関の活動情報を県に集約するための方策が事前に検討されていなかったことから、県域全体での応援状況を把握することが困難であった。
		33	県庁内部の調整・指揮	◆災害対策本部事務局と保健福祉部との連絡・調整方法を明確にする必要があった。	◆災害対策本部事務局（2階）では、県庁職員に加え、災害医療コーディネーター、DMATなど外部から応援要員により、支援情報の問合せ対応、物資などの支援調整、ヘリコプターの運用調整が行われた。一方、支援に関する意思決定は7階の保健福祉部において行われた。災害対策本部事務局と保健福祉部の情報共有方法については、適宜、伝令により行うこととしていたものの、情報伝達のタイミングは定められておらず、また、中には災害対策本部事務局内部において意思決定した方が迅速に対応できる事例がみられた。
		34	資源（物資）、計画とマニュアル	◆医薬品の集積場の必要性については、災害対策マニュアルに記載されていたものの、具体的な集積場所は事前に定められていなかった。	◆医薬品の集積場は事前に定められていなかった。輸送ルートの方から高速道路のインターチェンジに近く、被災しておらず、大きなトラックを乗り入れることが可能であり、深夜の搬入に対応でき、ボランティアも泊ることができるなどの事情を考慮し、結果的に、富谷町の東北自治総合研修センターが集積場として活用されることになった。

主な検証項目

改善の方向	課題等が浮かび上がった対象等	頁
◆災害対策に重要となる業務に対応するために、最も効果的な本部組織体制を、あらかじめ全庁的に構築することが求められる。	県災害対策本部各部（燃料支援の対応）	291
◆災害発生時における石油製品供給網に関する情報を収集する手段については、関連業界と連携して検討する必要がある。 ◆他のライフラインと比較して、収集できた被害情報の精度が低い状態において、燃料支援に関する応急対策を行う計画とする必要がある。	県災害対策本部各部（燃料支援の対応）	291
◆県では、国や市町村、重要施設、石油商業協同組合などと連携して、災害時に備えた備蓄等の予防対策のほか、災害発生後の燃料供給に関する協力体制を構築し、実働訓練を実施することが望ましい。	県災害対策本部各部（燃料支援の対応）	292
◆重篤な通院者や、災害対策業務に従事している職員の通勤車両などである。被災地の災害対応・社会活動等を維持するとともに、ガソリンスタンド等での混乱を防ぐため、優先的に燃料を供給する車両の種類については、国や県などで統一的な指針を示すことが望まれる。	県災害対策本部各部（燃料支援の対応）	292
◆救援物資の調達業務は、物資の種別に応じて担当部署で異なるとしても、輸送業務は、窓口も可能な限り一本化した方が、情報の混乱は避けられる。また、複数種別の物資の混載による、輸送効率化の検討も行いやすくなる。	県災害対策本部各部（緊急物資の輸送対応）	300
—	県災害対策本部各部（二次避難対策）	310
◆宿泊予約受付の再開には、避難所となる期間の目処を付けておく必要があった。 ◆旅行代理店や観光協会、旅館組合、庁内各部局等で、災害時のホテル、旅館の活用方法について事前の協議を行うなどの対策が求められる。	県災害対策本部各部（二次避難対策）	310
◆受入市町村、送り出し市町村が実施すべき対策についてマニュアルを作成し、ノウハウとして伝えておくことが望ましい。	県災害対策本部各部（二次避難対策）	311
—	県災害対策本部各部（1.5次避難対策）	314
◆病院や保健福祉事務所が被災した場合には、防災行政無線やMCA無線でも連絡が出来ないため、そのような場合にどのような通信手段で連絡をとるのかについては、検討しておく必要がある。	県災害対策本部各部（医療救護対策）	324
◆市町に支援に訪れる応援関係者に対し、統一された様式を用いて情報提供を依頼するとともに、応援関係者から提供される情報を市町の災害医療コーディネーター、市町の行政機関、県に集約するような仕組みを構築する必要がある。	県災害対策本部各部（医療救護対策）	325
◆災害対策本部事務局と保健福祉部の担当業務の区分、情報共有方法、連携体制について事前に定めておく必要がある。	県災害対策本部各部（医療救護対策）	326
◆被災地に医薬品を迅速に届けるため、事前に集積所を定めるとともに、集積所における医薬品の管理・荷降ろし体制を検討しておくことが重要である。	県災害対策本部各部（医療救護対策）	327

主な検証項目

報告書		NO.	視点	課題	
章	節			詳細	
災害応急・復旧対策（地震発生後6ヶ月間の対応）	災害対策本部各部	35	事前計画・マニュアル	◆避難所・応急仮設住宅・在宅の被災者支援においては、策定中であった宮城県災害時保健活動マニュアルが活用された。	◆避難所・応急仮設住宅・在宅の被災者への支援提供においては、策定中であった宮城県災害時保健活動マニュアルが活用され、効果的であった。
		36	計画とマニュアル、資源（職員）	◆より早い段階での避難所の衛生状況の改善と、感染症対策が必要であった。	—
		37	計画とマニュアル	◆避難生活の長期化が見込まれる場合、早期の栄養状況調査の実施と、その結果に基づく、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供が必要である。	◆非常食では、水分とエネルギーの補給が優先されるが、避難生活が長期化する場合には、栄養不足や栄養の偏りが懸念される。
		38	県庁外部（市町村）（民間）との調整、契約やマニュアル	◆災害時要援護者支援計画が策定された直後、あるいは未策定の市町村が多く、地震や津波防災の意識が高くない福祉施設もあった。	—
		39	県庁内部での調整、計画やマニュアル	◆指定していた福祉避難所が津波で被災して利用できなかったことや、広域に災害時要援護者が多数発生することを想定した福祉避難所の運営体制にはなっていないかった。	◆震災前に福祉避難所として指定あるいは利用を想定していた福祉施設の一部は、津波被害等により利用できなかった。また、宮城県沖地震の想定を超える状況への対応、すなわち、多数の災害時要援護者が避難可能な施設を広域に指定して、介護士等の専門職員を派遣するといった人材の配置についても、時間がかかった。
		40	県庁内部での調整、情報	◆避難所で生活する要保護児童の把握が困難であった。	◆被災地の各児童相談所は、災害により避難所に避難している要保護児童の確認を行うために、3月半ばより避難所訪問を実施した。
		41	消防、県庁外部（民間支援団体）との調整	◆消防や地域組織での安否確認が困難な、巨大災害発生時の災害時要援護者情報の取扱いについて、検討することが望まれる。	◆災害時要援護者リストや障害者手帳の公表の可否などの個人情報の取扱いは、市町村で災害時要援護者の避難支援計画のなかで災害時の扱いを定めると考えられる。しかし、今回のように、広域で甚大な被害が発生し、消防や地域組織だけでは災害時要援護者の安否確認が難しい場合を想定しておらず、震災直後から現地で支援活動を行っている当事者団体を含む民間支援団体等が、これらの情報の閲覧を希望しても応じることは出来なかった。そのため、要援護者の状況確認を民間団体が進めにくいという問題があった。
		42	情報	◆市町村へのfaxについては、通知が届いていない可能性を考える必要がある。	◆災害救助法の適用が決まった後は、迅速に市町村防災管理部門にfaxにて通知が行われた。しかし、庁舎が被災した市町では通知が受け取れていなかった。
		43	資源（職員）	◆災害救助法は災害対応全般に関わるため、十分な人員体制を整える必要がある。	◆災害救助法の担当は当初2人だけだったが、後に応援職員を含めて8人体制にまで強化されることになったが、初動体制においてはそれでも十分ではなかった。
		44	県庁外部との調整、計画とマニュアル	◆住宅被害が大きく応急仮設住宅の必要戸数が多かったために、国の基準では用地が不足し、方針転換した。	◆当初、県のガイドラインや国の用地選定方針により応急仮設住宅の用地選定が行われたが、建設可能な平坦な土地の大部分が浸水してしまったこと、建設必要戸数が多いことから、十分な用地が確保できなかった。また、震災前に居住していた集落・地域の近くにまとまって居住したいとの住民からの要望や、住民からの用地提供の申出があったことから、一定の標高と避難路が確保された用地であれば、浸水域での建設や共有・私有地でも災害救助法の対象となる応急仮設住宅が建設できるように、方針を転換した。
45	県庁外部との調整、計画とマニュアル	◆短期間での応急仮設住宅建設が求められたため、長期的な視野からの応急仮設住宅活用の検討が不十分であった。	◆8月中旬までに応急仮設住宅を完成させるため、より長期的な視点で、応急仮設住宅を活用するための検討が不十分であった。		
46	県庁内部での調整、県庁外部（市町村）との調整	◆応急仮設居住についての方針が変更となり、一部で混乱があった。	◆国の用地選定基準の変更もあり、公有地内の応急仮設住宅が早期に完成し抽選で入居した後に、コミュニティを優先させた私有地・共有地での応急仮設住宅が建設された市町村が多かった。また、県借上仮設住宅の戸数が大幅に増加したこともあり、立地条件の良くない応急仮設住宅については、一時期、入居がすすまなかった市町村もみられた。		

主な検証項目

改善の方向	課題等が浮かび上がった対象等	頁
◆今回の災害対応の経験を踏まえて、避難所、応急仮設住宅・在宅の被災者支援のあり方を見直すとともに、今回実際に活用された調査票などを整理し、それを反映したマニュアルを早急に完成させ、関係者に周知することが必要である。	県災害対策本部各部（保健活動）	333
◆国立感染症研究所により新たに構築された避難所における感染症サーベイランス（以下「避難所サーベイランス」）のシステムについては、現場への負担軽減策などの対策を講じたうえで、今後の災害においても適応させることが重要である。 ◆避難所サーベイランスの実施時期と実施体制を事前に検討しておく必要がある。	県災害対策本部各部（感染症対策）	339
◆長期化する避難生活においては、避難所で提供する食事の内容・量や衛生管理の支援、栄養補助食品の提供など、栄養バランス改善のための対応が必要である。 ◆本災害において実施された避難所の栄養調査は被災者の健康維持においては重要であることから、災害時の避難所調査実施方法や実施体制を検討しておく必要がある。	県災害対策本部各部（食生活改善対策）	343
◆津波以外にも土砂災害の危険性のある福祉施設も多いため、施設の立地等、施設整備計画策定における防災上の観点からの検討、各福祉施設の職員や入所者の防災意識の向上のための取組みや、災害時の業務継続に関する体制づくりなど、福祉施設の災害時要援護者の安全を確保するための長期的な防災啓発活動が必要である。	県災害対策本部各部（要介護者支援対策）	354
◆福祉避難所の指定について、津波や土砂災害等の被災リスクを想定した上で再検討するよう、市町村に働きかけるとともに、今回の広域避難時の災害時要援護者の支援体制における、市町村や保健福祉事務所の連携について検証し、早期に福祉避難所で介護士等が活動できるよう、受入れ体制の再構築や調整を担う人材育成をさらにすすめていくことが必要である。	県災害対策本部各部（要介護者支援対策）	354
—	県災害対策本部各部（子育て・要保護児童支援対策）	365
◆民間支援団体と市町村担当部局との間で、事前に災害時要援護者支援台帳等の個人情報の扱いについて検討を始めることが望ましく、県としても市町村に助言等を行っていくことが重要である。	県災害対策本部各部（障害者支援対策）	369
◆重要な連絡については、少なくとも最初の連絡については受領確認を求め、受領確認が不可能な場合には、連絡は届いていないという前提で他の連絡手段を検討すべきである。 ◆平時から、市町村の担当部門と複数の連絡方法について協議しておくことが望ましい。	県災害対策本部各部（災害救助法に関する対応）	380
◆災害救助法担当は、災害対策本部の一部門として、十分な数の応援職員を配置した組織として設置することも含めて体制を検討すべきである。	県災害対策本部各部（災害救助法に関する対応）	380
◆途中からの変更であるため効果は限定的ではあるが、住民や被災地の実態をふまえた今回の柔軟な対応は、被災者の生活環境やコミュニティの維持のために有効であったといえよう。利用可能な用地が制限される巨大津波災害に備えて、応急仮設住宅建設用地選定のガイドラインを、今回の震災の教訓をもとに改定していく必要がある。	県災害対策本部各部（応急仮設住宅）	401
◆応急仮設住宅から復興期へと続く中長期的な被災者の住環境整備の観点から、応急仮設住宅用地選定のガイドライン等の検討を行うことが望ましい。	県災害対策本部各部（応急仮設住宅）	401
◆県として、応急仮設住宅用地や借上仮設住宅等について柔軟に運用改善していったことは評価できる一方で、被災者からすれば仮設居住についての支援制度の変化が分かりにくいという課題もあった。今回の教訓を踏まえて、可能な限り早い段階で支援制度の全体像を被災者に示すと共に、運用を改善した場合には、被災者に分かりやすく伝えるための方策についても検討が必要であろう。	県災害対策本部各部（応急仮設住宅）	402

主な検証項目

報告書		NO.	視点	課題	
章	節			詳細	
災害応急・復旧対策（地震発生後6ヶ月間の対応）	災害対策本部各部	47	広報、県庁内部での調整、計画とマニュアル	◆民間からの県借上仮設住宅は2種類あることから、被災者に制度を理解してもらいにくかった。	◆県リスト（災害時の協定を締結している民間関連団体等により提供された空き家情報に基づく）による市町村窓口での物件契約と、4月30日通達により有効となった被災者自らが探してきた物件や災害後に契約し既に居住している物件の契約切替、という2種類の方法があったため、被災者や仲介業者が混乱することとなった。
		48	資源（職員）、県庁外部（民間）との調整、計画とマニュアル	◆処理すべき業務量が予測できず、大量の契約申請の処理に長時間を要した。	◆4月30日の国の通達により県の借上住宅として認めることになった物件、すなわち、災害後に契約し既に居住している物件の契約切替の件数も多かったことから、県が最終的に契約する借上げ仮設住宅の件数が予想できず、入居決定し大家に家賃が振り込まれるのが遅れた。委託業務量が予想でき、外部業者に事務処理を委託できたのは10月になってからであった。
		49	県庁内部での調整、県庁外部（市町村）との調整、情報	◆市町村を超えて移動して借り上げ仮設住宅に居住する世帯数の把握が困難になっている。	◆借り上げ仮設住宅の申請業務が膨大であったため、震災時に居住していた市町村外の借り上げ住宅に居住する世帯の情報把握や、従前に居住していた市町村への情報提供が遅れることになった。
		50	県庁外部との調整・計画とマニュアル	◆被災者情報や申請状況に関する統一したデジタルのデータベースや書式がないため、市町村・県・国で類似の作業が膨大に発生し、作業が遅れた。	◆東日本大震災ではじめて多くおこなわれた県の借上げ仮設住宅の要件変更（4/30より、県の空き家リストに掲載されていない、被災者自らが探してきた物件も対象となる）の影響を受け、先行して行っていた生活再建支援金業務の加算支援金（賃借による住宅再建）受付後の取下げについて変更作業が多く発生し、混乱を招くことになった。
		51	県庁外部との調整	◆県と県獣医師会は、事前の協定に基づき被災動物の保護収容に関して協力体制を構築した。	◆県には、保護収容された動物のための動物愛護センター施設があるが、この施設において被災者の要望に応えられない部分を、宮城県獣医師会が補完した。宮城県獣医師会は、緊急災害時被災動物救護本部を設置し、各保健所エリアに現地救護センターを設立した。最大規模の石巻現地救護センターでは、餌や衛生用品の提供、ペットの一時的預かり、飼い主不明のペットの一時的預かりなどが行われた。
		52	資源（職員）、資源（物資）	◆し尿処理の状況を県として把握する仕組みがなかったため、要請に基づく仮設トイレの供給しかなかった。	◆直後不足していた仮設トイレも、様々な応援組織から供給されるにすぎないが、県が要請に応じて供給しても送り返されることがあった。しかし、その時点において避難所に十分な量のトイレが設置されていたということにはならない。4月に入ってもし尿を校庭に埋める被災者の様子が報道されていたことを踏まえれば、必要であったにも関わらず何らかの理由で避難所に設置できなかったため送り返されていた可能性も考えられる。
		53	計画とマニュアル	◆宮城県葬祭業協同組合との棺等葬祭用品の供給に関する協定が有効に活用された。	◆県と宮城県葬祭業協同組合との間で、棺、ドライアイス、骨つぼ及び骨箱、その他葬祭用品の提供について協定が結ばれていた。この協定が結ばれていたことによって、食と暮らしの安全推進課は、宮城県葬祭業協同組合から棺などの葬祭用品を遺体安置所に必要数を供給することができた。
		54	県庁外部（市町村、国）との調整	◆震災廃棄物対策は、原則どおり市町村が対応できる状況ではないと判断し、国と相談の上で、甚大な被害が出た市町村については県が代行する方針を掲げた。	◆本災害では、沿岸市町村を中心に行政機能が著しく低下しており、本来市町村の対応業務であっても、県が代わって対応するという姿勢が早々に打ち出されたことは評価できる。しかし、この方針は「市町村が自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合」という文言の曖昧さを含んだ条件付きで示されており、被災市町村との役割分担の調整を行う上で障害になったのではないかと推察される。
		55	計画とマニュアル	◆災害廃棄物の一次仮置き場への移動は行方不明者の捜索に配慮しながら実施された。	◆市町村だけではなく県も一部で実施している災害廃棄物の一次仮置き場への移動は、散乱した廃棄物の撤去に大型重機を用いなかった。また、撤去作業中行方不明者が発見された場合には、撤去作業を中断し、業者は警察で行方不明者の第一発見者としての手続きを行った。これらの対応は、災害廃棄物の一次仮置き場への移動という業務においても、行方不明者とその家族に対して特別な配慮をしている姿勢であると受け止められる。行方不明者が多数おられる本災害においては、こうした配慮があったと考えられる一連の対応姿勢を評価する。一方で、災害廃棄物を早期に撤去しなければ、被災地の復旧・復興に着手できないという問題もある。
		56	情報	◆被災地での被害状況調査等では、二次被害防止に向けた対策を徹底すべきである。	—
57	県庁外部（国）との調整	◆新潟県等、外部からのアドバイスを上手く活用した。	—		

主な検証項目

改善の方向	課題等が浮かび上がった対象等	頁
◆不動産仲介業者や関連団体に対して、平時から借上仮設住宅制度や契約時の留意点等について周知を図る必要がある。	県災害対策本部各部（民間賃貸住宅の借り上げ対応）	405
◆大災害が発生する場合に備えて、需用や業務量の予測及び、業務フローや委託契約方法等についても検討しておくことが必要である。	県災害対策本部各部（民間賃貸住宅の借り上げ対応）	406
◆借り上げ仮設住宅の入居世帯についての情報の収集、整理と、県庁各課や市町村への情報提供の仕組みを作っておくことが求められる。	県災害対策本部各部（民間賃貸住宅の借り上げ対応）	406
◆国や市町村とも協議しながら、様々な被災者支援・生活再建の申請について一元的に被災者の情報を管理するシステムの構築を検討していくことが望ましい。	県災害対策本部各部（被災者生活再建支援制度対応）	423
◆県と宮城県獣医師会との間の愛護動物の救護活動に関する協定を強化することが求められる。	県災害対策本部各部（被災動物の保護対策）	448
◆仮設トイレやバキュームカーの支援要請を個別にとらえるのではなく、避難所などでし尿が滞りなく処理されているか、被災市町と連携して状況把握のための様式を事前に準備し、機械的にモニタリングした上で県として能動的に支援が行える体制を構築することが求められる。	県災害対策本部各部（し尿処理対策）	452
◆災害時における協定の細目を策定する際に、県と宮城県葬祭業協同組合の役割を明確に規定し、災害救助法の適用となる棺やドライアイスなどの単価等を決めておく必要がある。	県災害対策本部各部（埋葬対策）	457
◆行政機能が著しく低下した市町村の災害対応業務を代行するという、県にとって重要な役割を強化するため、早期に明確な支援方針が示せるように見直す必要がある。 ◆現状では、県は委託業務で発生した費用を被災市町村に事後に請求しなければならないという事務の煩雑さなどがあり、国や市町村とも連携し、県としての役割を遂行する上で適切な費用の流れを検討することが求められる。	県災害対策本部各部（震災廃棄物対策）	460
◆災害廃棄物の撤去を迅速に行うことと行方不明者の捜索を丁寧に迅速に行うこと、その両方の方針を両立させられる形がないか検討する必要がある。	県災害対策本部各部（震災廃棄物対策）	461
◆職員の安全確保のため、被災地での被害状況調査等では、例えば一定時間内での避難が困難なエリアへの立入禁止や、余震や津波等の情報収集のためラジオ・無線の携行義務化など、二次災害を防止するための避難体制・避難情報伝達等の対策の徹底が求められる。	県災害対策本部各部（農林水産部全般）	465
◆他県からのアドバイスを積極的に活用するスタンスは、災害対応を迅速に進めるために効果的だった。	県災害対策本部各部（農地・農業用施設対策）	481

主な検証項目

報告書		NO.	視点	課題	
章	節			詳細	
災害対応・復旧対策（地震発生後6ヶ月間の対応）	災害対策本部各部	58	資源(船舶)	◆輸送航路確保のための漁港啓かい作業船が不足し、他県との競合が発生した。	◆災害廃棄物の撤去に必要な漁港啓かい作業船が全国的に不足し、他県との競合が発生した。
		59	県庁内部での調整、資源(職員)	◆防災砂防課は、膨れ上がる業務に対応するために人員の増強と業務の外部委託を同時に行った。	◆防災砂防課は、平時の職員数で処理することができない量の情報が入ってくるようになるにしが、不足する人員を、管理施設をもたない土木部の他課（事業管理課、都市計画課、土木総務課）から集めるとともに、協定関係の業務や緊急車両関係の業務など、本来は同課が行う計画になっていたものを他課に委ねた。
		60	県庁内部での調整、資源(職員)	◆防災砂防課は、通信手段を喪失した土木事務所に対して衛星携帯電話を配布し、県庁と各土木事務所との通信手段を確保したが、課題も残された。	◆防災砂防課では、通信手段を喪失した各土木事務所（気仙沼土木事務所、東部土木事務所、仙台土木事務所）との連絡手段を確保するため、衛星携帯電話を配布した。 ◆しかし、自衛隊（ヘリ）に依頼して届けたはずの衛星携帯電話が、気仙沼土木事務所に渡らないという問題が発生したり、各事務所で組織的な対応を行えるほど十分な携帯を配布できなかったり、衛星携帯電話は屋内で使用することが困難であったり、課題も残った。
		61	県庁内部での調整	◆近隣土木事務所や県庁土木部の支援により、被災した土木事務所も被災市町村の支援を行った。	◆津波で庁舎を喪失した土木事務所（気仙沼土木事務所と東部土木事務所）は、いずれも仮事務所を設置した。また、対応能力が低下している土木事務所に対しては、近隣の土木事務所や土木部各課が支援した。
		62	資源(職員)	◆他県及び他事務所からの応援職員の受け入れ体制の強化が求められる。	◆災害査定等の多大な業務を遂行するためには、他県及び他事務所からの応援職員の受け入れ体制の強化が必要であり、被害状況及び被災額が未確定の状況下で、他県に要請する応援職員数を確定することが求められる。
		63	県庁外部(国、県、市)との調整	◆円滑に災害査定が行われるように対応したが、結果的に災害査定に多くの時間と労力がかかった。	◆国の災害査定の実施方針が二転三転する等、災害査定は多くの時間と労力を要する業務となってしまった。
		64	県庁外部(市町)との調整	◆市町との情報共有及び連携強化が求められる。	◆県の方針として、孤立解消のため特に牡鹿半島部の啓開作業が最優先となり、石巻市街地は後回しとなった。このような県の方針を的確に市町に伝える必要があったが、電話が話し中で業務に支障が生じたため、常時連絡が取り合える体制の構築が必要であった。
		65	県庁外部(他の都道府県)との関係	◆被災後の移動手手段の確保として、隣県との協力体制が重要であった。	◆被災後の県外への移動手手段の確保が課題となったが、山形県まで移動するルートが有効であった。山形県までの交通情報を提供すれば、山形県から先の交通情報、宿泊情報の提供、手配については、山形県にて対応していただけのため、宮城県の負担が少なかった。
		66	県庁外部(他の都道府県)との調整	◆他の都道府県からの教職員の応援の申出があったが、沿岸被災地域での交通手段の確保と宿泊先の確保が問題となった。	◆教育委員会は、沿岸の被災地域の小中学校に応援教員を派遣しようとしたが、実際には、交通手段と居住環境に制約があり教員の派遣には困難が伴うことになった。
		67	県庁外部(市町)との調整	◆県立高等学校において市町村職員・地域住民・NPO/NGOと連携して避難所の運営に当たった。	◆宮城県下の被災した高等学校の一部は避難所として利用された。これらの避難所では、市町村や地域住民だけでなく、教職員がその運営を担った。
		68	資源(職員)	◆被災市町の災害ボランティアセンターの設置・運営支援が困難であった。	◆宮城県では、市町村の災害ボランティアセンターの運営支援のために県職員を派遣することを想定し、派遣対象となる職員（指定職員）に対する研修会を年に数回開催するとともに、関係団体との連絡会議を行うというように、災害時に迅速に災害ボランティアセンター開設するための方策が検討されてきた。しかしながら、想定を超える規模の被害が発生し、指定職員は災害対応に従事しなければならず、派遣はほとんど実現しなかった。
		69	計画とマニュアル、県庁外部との調整	◆災害ボランティアセンターの設置運営については、平常時から様々な機関と連携する方策を検討しておく必要がある。	◆宮城県社会福祉協議会、NPO法人みやぎ災害救援ボランティアセンターは、宮城県と災害ボランティアセンター設置に関する相互応援協定を締結していた。このため、宮城県社会福祉協議会は、自らが被災したにも関わらず、災害発生直後から災害ボランティアセンター設置に向けて尽力した。しかしながら、災害ボランティアセンターに関連する業務に忙殺され、本来業務に従事できないという課題がみられた。
		70	計画とマニュアル、県庁外部との調整	◆災害時のボランティア活動を迅速かつ効果的に行うためには、マッチング改善のための方策の検討が必要である。	◆被災市町では、災害ボランティアセンター設置直後は、ボランティア活動に対するニーズ把握が困難であるという課題がみられた。また、被災市町に訪れるボランティアの中には、特定の活動にのみ従事したい、という意思を持つボランティアがおり、ボランティアニーズと、ボランティアとのマッチングが難しいという課題がみられた。

主な検証項目

改善の方向	課題等が浮かび上がった対象等	頁
◆複数県が津波で被災した場合には、国にて啓かい作業船を一括して調達し、派遣の調整が行われることが求められる。	県災害対策本部各部（水産業施設対策）	522
—	県災害対策本部各部（土木部全般）	525
—	県災害対策本部各部（土木部全般）	526
—	県災害対策本部各部（土木部全般）	526
◆現有職員のマンパワーが不足した際には、早期に本県の他事務所職員の兼務辞令発令を行い応援体制の強化を図るなど、被災状況に応じて早急かつ柔軟に職員の派遣を実施する体制が必要である。県庁内での職員の配置転換は、県庁内の事務手続きの改善である程度対応できると考えられる。さらに、他県からの応援職員のための宿舎及び通勤手段の確保、各県ごとの積算システムの相違による査定方法の違いなどについて確認しておくことが求められる。	県災害対策本部各部（土木部全般）	527
◆巨大広域災害における効率的な査定の進め方について国と協議して、円滑に災害査定が進むように改善すべきである。	県災害対策本部各部（土木部全般）	527
◆土木事務所の情報連絡員を各市町の災害対策本部に常駐させることも必要である。このほか、通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策などには、国及び市町との情報の共有化が重要である。	県災害対策本部各部（道路施設（橋りょう含む）復旧対策）	543
◆隣県との連携として日本海側と太平洋側の協力を進めるとともに、交通情報の提供や移動手段の確保について、被災県を周辺県が支援する体制を平時から検討する必要がある。	県災害対策本部各部（交通対策）	575
◆これらの教職員の派遣は発災後に対応されることになったが、隣県教育委員会等との間で応援協定を締結しておくなど、発災前からの制度やルールを構築しておく必要がある。	県災害対策本部各部（教育対策全般）	594
◆教職員が避難所運営に従事する可能性があるため、県教育委員会は現行の避難所運営マニュアル（例示）を補強し、市町村教育委員会が地元の市町村と調整して、学校での避難所運営についての共通認識を得られるように調整を行う必要がある。	県災害対策本部各部（県立学校）	605
◆どの機関に勤務する職員を、災害ボランティアセンター支援のための指定職員とするかを見直す必要がある。また、災害ボランティアセンターの運営には、近畿・四国・中国ブロックの社会福祉協議会の支援が大きな力となった。大規模災害発生時の災害ボランティアセンターの設置・運営については、県内外を含め、広域でのサポート体制を構築しておく必要がある。	ボランティア活動支援対策	658
◆災害ボランティアセンターの設置運営については、平常時から今回の災害において支援を得た様々な団体と連携して災害ボランティアセンターを運営するという方策を検討しておく必要がある。	ボランティア活動支援対策	659
◆あらかじめ災害時に想定されるボランティア業務を整理しておくこと、必要とされるボランティアの活動内容をホームページで示して募集すること、ボランティアを登録しておくこと、などのマッチング改善のための方策を事前に検討しておくことが必要である。	ボランティア活動支援対策	659

東日本大震災—宮城県の6か月の災害対応とその検証— (概要版)

編集発行 宮城県総務部危機対策課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL 022-211-2376 FAX 022-211-2398